

～ご家族でお子様と過ごす時間を大切にしましょう～

保育所（園）等は就労などによりご家庭での保育が難しいお子様をお預かりする場所です。
ご家庭で保育できるときは、ご家族でお子様と過ごしましょう。

家族で会話をしたり、スキンシップをとったりすることで、家庭ならではの基本的なコミュニケーションや生活習慣を身につけ、お子様の心や情緒が安定します。

※3歳児以降については、集団生活を通じて人間関係の基礎となる社会性を育む観点から日中の時間帯（概ね9時～16時）のご利用はご家庭の状況に合わせて調整していただいて構いません。

ただし、それ以外の時間帯においては、ご家庭保育を基本としてください。

保育所（園）等は、認定された保育要件以外の事由で利用することはできません。
また、保育必要量（8時間 or 11時間）は最大時間であり、実際の利用時間は**保育が必要な範囲**です。

つきましては、保育所（園）等の利用にあたって、以下の点をあらためてご確認ください。

★ 就労要件の方

休憩時間、通勤時間を考慮した就労時間が保育が必要な範囲となります。

- お仕事帰りのお買い物について
➡ お子様のお迎え後に行いましょう。
- きょうだいの習い事の送迎について
➡ 習い事の送迎を理由に保育所（園）等を利用することはできません。
- テレワーク（在宅勤務）中のご家庭について
➡ 削減された通勤時間分は、利用時間の対象外です。
- お仕事がお休みの日について
➡ 原則としてご家庭保育となります。
- 保護者の出退勤時間に差がある場合について
➡ 出勤が遅い方と退勤が早い方が送迎してください。

★ 求職活動中の方

求職に伴う外出がない日は、ご家庭でお子様と過ごしましょう。

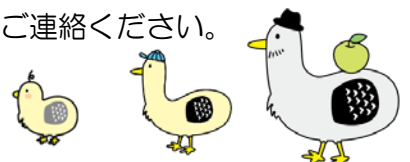
★ 出産要件の方

体調の良いときは、無理のない範囲でご家庭でお子様と過ごしましょう。

★ その他の要件の方

ご家庭の状況に合わせて、保育が必要な範囲で保育所（園）等を利用しましょう。

※送迎が予定より遅くなる場合は、速やかに保育所（園）等にご連絡ください。



○保育の必要量について

松戸市では保育所（園）等の利用にあたって、ご家庭の状況に基づき保育を必要とする事由及び保育の必要量を認定しています。認定される保育の必要量は以下の2パターンです。

「保育標準時間」⇒ 最大 11 時間（フルタイム就労を想定した利用時間）

「保育短時間」⇒ 最大 8 時間（パートタイム就労を想定した利用時間）

これらの必要量はあくまでも最大の利用時間であり、実際の利用時間はそれぞれのご家庭の状況に応じた「保育が必要な範囲」が基本となります。

※就労要件の場合の利用時間は、休憩時間や通勤時間も考慮し、保護者の就労状況に応じて必要な範囲となります。

○皆様に知ってもらいたいこと



・感染症対策について

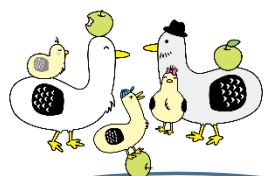
保育所（園）等では、コロナウイルスをはじめとした感染症の対策を行っております。これらの感染症は、保育の場においては集団感染という大きなリスクを抱えているため、徹底した対応が必要となります。お子様やご家族の体調によっては、登所（園）を控えていただくことをご了承ください。

・保育に関する費用について

保護者の皆様から保育料として保育に関する費用を一部ご負担いただいております。保育所（園）等の運営は、その他多くの税金で賄われていることをあらためてご認識いただきたく思います。

様々な方の協力があって、保育が成り立っております。保護者の皆様に保育所（園）等の適正利用にご協力をいただくことは、保育所（園）等で過ごすお子様のより安心して安全な保育にもつながります。

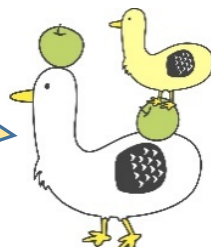
各ご家庭において様々な事情があることと承知しておりますが、あらためてご協力をお願いいたします。



松戸市では保護者の皆様と保育所（園）等が支えあい、子どもたちの豊かな心を育んでいきたいと考えています。



保育所（園）等のご利用について、困ったり悩んだりするようなことがございましたら、遠慮せずにご相談ください。



令和3年10月
松戸市子ども部保育課
☎ 047-366-7351